

# 保全ニュース九州

第63号 (2020年11月)

## 今号の内容

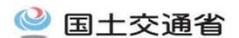
- P1 インフラ長寿命化計画
- P2 レジオネラ症防止対策
- P2 支障のない状態の確認
- P2 履行確認
- P3 中長期保全計画の更新
- P3 吹付アスベスト
- P3 各種支援ツール
- P4 発生事故・故障報告

## インフラ長寿命化計画について

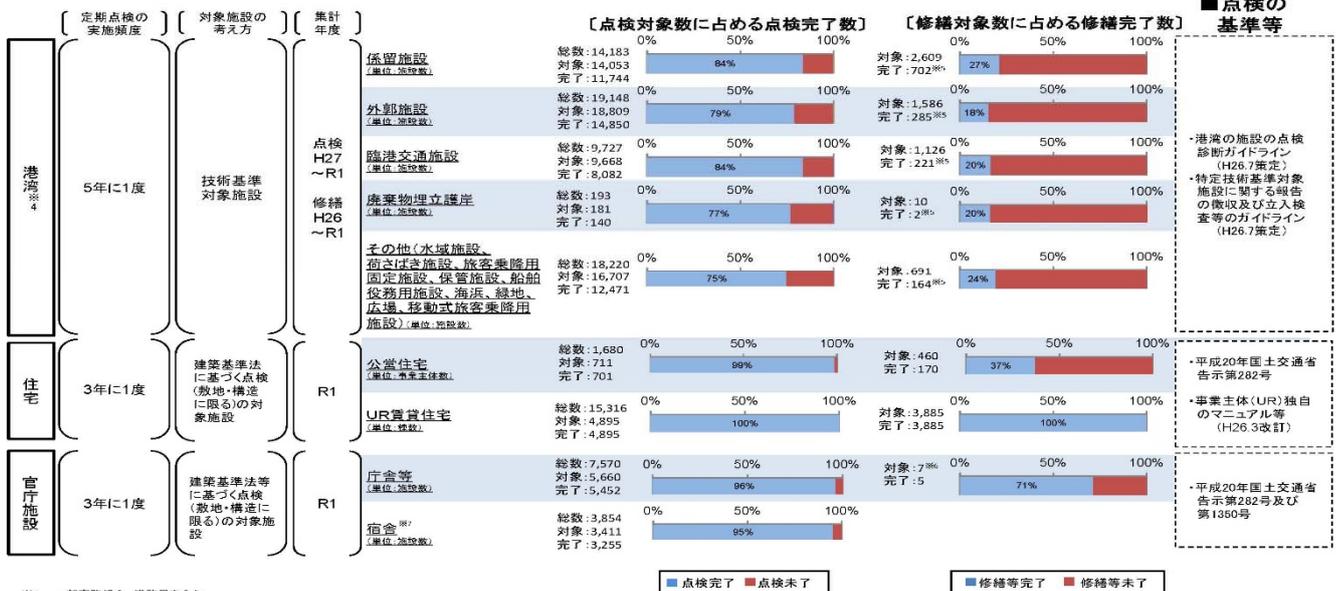
「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「インフラ長寿命化計画（行動計画）」の策定にあたり、国家機関の建築物及びその附属施設（官庁施設）の管理者として共通して記載する施策や基本的な取りまとめ、「平成26年7月18日「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議」において申し合わせ事項としたものを元に取り組んでいます。

国土交通省では、令和元年度末（令和2年3月末時点）における取組状況を公表しました。

### (1)点検の実施と修繕②



■点検と修繕の進捗状況(令和2年3月末時点)



※4 一部事務組合、港務局を含む  
 ※5 立入禁止等による応急措置を含む  
 ※6 合同庁舎のうち築後20年が経過したもので、長寿命化を図るべき施設のうち、「外壁が著しく劣化」している施設  
 ※7 修繕対象は各省庁が設定し、必要に応じて修繕等を実施している。

### 「インフラ長寿命化計画（行動計画）」のフォローアップ

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21\\_hh\\_000143.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000143.html)

### ■ 今後のフォローアップ等について

2020年度（平成32年度）は、計画期間の最終年度となりますので、未策定の機関に置かれましては、引き続き策定への取組をお願いします。

## 空調機冷却塔、加湿器のレジオネラ症防止対策（清掃等）について

空気調和設備（エアコン）の冷却塔や加湿器を発生源とするレジオネラ症が、国内では少ないながらも報告されており、感染源として留意する必要があります。空気調和設備のフィルター・取替と同様、定期的に冷却塔の清掃及び換水、加湿器においても定期的な清掃、家庭用加湿器の場合タンクの水は、毎日完全に替えてタンク内の清掃をしましょう。



(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/www1/houdou/1111/h1126-2\\_13.html](https://www.mhlw.go.jp/www1/houdou/1111/h1126-2_13.html)

「レジオネラ症」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_00393.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00393.html)

「レジオネラ症防止対策技術上の指針」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/legionella/030725-1.html>

## 支障のない状態の確認について

■ 施設保全責任者は、保全の基準※1に基づき、所管する建築物等を、支障がない状態に保全する必要があります。支障がない状態に保全されていることを施設保全責任者が確認する行為を、支障がない状態の確認といいます。確認の実施に必要な資格はありません。

※1 国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準

「支障のない状態」

<https://www.mlit.go.jp/common/001282277.pdf>



## その業務しっかり履行確認できていますか？

■ 施設管理者のみなさん、点検委託業務・清掃業務等を発注後、受注業者さんに全て任せきりになっていませんか？委託業務内容をきちんと履行できているかを適切な時期に確認し、状態を把握することが適切な保全につながります。

業務発注はゴールではなく、スタートです。施設管理者のほとんどの方が職種的に専門外かも知れません。

「建築保全業務共通仕様書」には、点検内容と点検周期を詳細に記載しています。業務委託特記仕様書等と併せて発注業務の履行確認の参考にしてください。

## 中長期保全計画の更新について

■ BIMMS-Nで作成された中長期保全計画は、「更新履歴情報」の「更新状況（年度）」に、部材・機器を改修・更新と入力することで、中長期保全計画の精度を向上することができます。

## 国家機関の建築物等における吹付アスベストについて

■ 国土交通省では、「吹付アスベスト等に関する措置状況のフォローアップ（第14回）」について報告していただき、その結果について取りまとめ9月に公表したところです。引き続き、除去等の対策の実施、吹付アスベスト等の有無の把握等、必要な措置を講ずるよう、各省各庁に対し保全指導及び情報提供を行っていきます。

「アスベスト等フォローアップ」

[https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03\\_hh\\_000048.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03_hh_000048.html)

## 各種支援ツールの周知について

■ 国土交通省では、建築物等の保全を行う上で「建築物等の利用に関する説明書」・「官庁施設ににおける帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項」等、各種支援ツールを用意しています。円滑な保全を行っていく上でぜひご活用ください。

「国家機関の建築物等の保全の現況」

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk3\\_000005.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000005.html)

「保全台帳及び保全計画の様式」

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk3\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000002.html)

「建築保全業務共通仕様書」・「建築物等の利用に関する説明書」

「官庁施設ににおける帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項」

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk3\\_000006.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000006.html)

（一財）建築保全センター

「建築保全業務特記仕様書（案）」・「建築保全業務監督検査様式（案）」

<https://www.bmmc.or.jp/gyoumu5/gyoumu5-2/index.html>



# 発生事故・故障の報告をお願いします。

■ 国土交通省では、各省各庁の施設保全責任者等が適切に保全を行うにあたり、施設が起因となる事故・故障を未然に防ぐために、国家機関の施設において発生した事故・故障について報告を頂くようお願いしました。それを国土交通省において取りまとめ、各省各庁保全担当者に情報提供を行っていきます。

なお、国土交通省が実施した工事の瑕疵担保期間中の事故・故障については、担当した保全指導・監督室又は営繕事務所にご報告ください。

## 報告いただく事故・故障

### 重大な事故（施設が起因）

- 人身…職員又は公衆(第三者)に死亡者もしくは負傷者を生じさせた場合。
- 棄損…大きな物的損害を与えた場合。
- 公害…騒音、電波障害、水質汚染、大気汚染により公衆の生活や衛生に害をおよぼした場合。
- その他
  - ・同様な事故が継続して発生した場合。
  - ・軽微なものであっても、重大な事故につながる可能性がある場合。
  - ・他の施設でも同様の事故が発生するおそれのある場合。
  - ・社会的に与える影響がある場合。

### 重大な故障

- 施設全体又はその部分の機能を著しくそねており、緊急対策を講じなければならない場合。
- 他の施設でも同様の故障が発生するおそれのある場合。
- 社会に与える影響が大きいと判断される場合。
- 軽微な故障は除く。



地方整備局保全指導・監督室  
地方整備局熊本営繕事務所  
地方整備局鹿児島営繕事務所



国土交通省本省



事例をとりまとめて各省各庁  
に情報提供

可能なら二方向  
の窓開けを！



冬に向かって、換気の悪い密閉空間になりがちです。引き続き3密の一つ「換気の悪い密閉空間」対策をお願いします。



## ■公共建築相談窓口

《総合相談》

営繕部計画課TEL 092-476-3535

《福岡・佐賀・長崎県の保全担当》

営繕部保全指導・監督室TEL 092-476-3539

《熊本・大分県の保全担当》

熊本営繕事務所技術課TEL 096-355-6122  
〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1

《宮崎・鹿児島県の保全担当》

鹿児島営繕事務所技術課TEL 099-222-5188  
〒892-0812 鹿児島市浜町2-5-1

## ■編集事務局

九州地方整備局 営繕部 調整課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

TEL 092-476-3537 FAX 092-476-3486

E-メールアドレス：[gsl-tatemono-hozen@milit.go.jp](mailto:gsl-tatemono-hozen@milit.go.jp)